

天領天草の商業と問屋

宮本, 又次
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174319>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 2, pp.70-95, 1952-03. KYUSHU BUNKASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :

天領天草の商業と問屋

宮本又次

はしがりぎ

交換の必要は海人と柚人の間からまず起り易い。平坦地の米麥地帯は却つて永く自給自足の自然經濟にとどまつたが、山間部と海濱部の人々は割合に早くから交易の必要を感じていたからである。(拙著、日本近世問屋制の研究、九頁)天草に於ては、青々たるものは海ばかりであつて、黄金の波を漂わせるであらう水田はあまり見られない。干満の差の劇しい沿岸に潮溜を作つて僅かな水田が小流の末端に營なまれており、あるいは侵蝕谷に沿つて樹枝狀に山地に這い上つている稻田を見るにすぎず、僅かな沖積地は志岐・一町田・本渡町近傍に見られるのみである。溫暖な南向きの丘陵さえ甘藷畑で覆われている天草の地味が饒角であつたことは容易にうなずけるであらう。しかも『高相應の多人數』なる人々をもつて、天草は知られていた。こうした所は案外に交易を必要とする。海洋よりの遮斷性、政治的な特異性は他地方からの來住を阻んでいたわけであるが、といつて本土から遠くはなれた全くの離島ではない。有明の海は靜かで、肥後との交通を容易にしていたし、長崎との往來も頻繁

であつた。かくて各地各浦には問屋の發達があり、特許的地位をもつ特權的な浦問屋・山方問屋が存在した。以下、こうした天草に於ける交易と問屋の業態について史料の整理をなし、大體の狀況を窺うことにしたい。

一、天領天草の町制と町人身分

天草の地方に於ては庄屋・年寄・百姓代があり、庄屋の上に大庄屋があつた。天草の所謂『十組十人』の大庄屋である。寛永年間鈴木重成代官によつて設置されたものである。しかし大庄屋はいたずらに民政を繁雜ならしめるものとして、全國の大庄屋を廢止させ、たゞ事情やむなき所にのみこれを存續させることになつた。こゝで天草の『十組十人』の大庄屋も代官竹村太郎左衛門支配中一時停止された。けれども天草は切支丹騒動以來他國からの入込も多く、浪人の移住取締、それに異國船の來航・監視等、大庄屋なしには能わぬ。そこで翌四年に復活され、かくて明和七年苗字を差し許され、寛政八年には帶刀御免、次いで文化二年以後はその嗣子にも苗字帶刀を許可されている。天領

天草の庄屋は(一)布達の諭告(二)年貢の徴收(三)一般警察事務(四)訴訟及不動産賣買・質入、金錢貸借等に關する奥書(五)村内帳簿の整理(六)風俗の取締(七)勸業(八)撫恤(九)邪宗門の取締を職務としていた。庄屋の俸給は(一)一分給(二)三日夫(三)除地及公役免除であつた。一分給とは高百石に對して米一石宛を給與されたものをいい、三日夫とは村内各戸から一ヶ年三日宛の夫役を徴發し得ること、除地は寛永十八年以來、庄屋上田五畝歩、大庄屋同二反歩の免除をいう。公役免除とは今の町村税に當るものは一切これを免除としたものである。庄屋は郡内に七十六人で、大道・高戸は大庄屋の兼帯とされ、富岡町庄屋は大庄屋格、同年寄は庄屋格とされていた。庄屋の自宅を以て村役場のものにしていたことは今にいたつても庄屋役宅を役座と稱しているのでも判る。大庄屋には『組筆者』、庄屋には『村筆者』と稱するものがあつて、天草では之を訛つて『フシヤ』といつた。

かつて富岡陣屋下海岸に郡中年貢米寄藏を設置した時、幕府に上申して郡内百姓の中、一人がこれに詰め、専らその保管に當つた。これを藏元といつた。然るに天明の初め、志岐村出身の藏元林藏なるものが種々横暴を極めたので、遂に百姓一揆を誘發するに至り、以來大庄屋二名宛一ヶ月交替にて、その任に當ることとなつた。しかしこれでは月替りに不便であつたから、天明六年以後各大庄屋が一ヶ年各庄屋が一ヶ月毎に交替し、その任

に當つた。それから郡會所と稱えられ、次第に年貢米の保管に止まらず、各村と代官所との間に於ける一般民政上の中繼機關となり、寛政年代にはまつたく中繼機關となつてしまつた。各村の出來事にして庄屋・大庄屋の手で解決されざるものは總べて郡會所に持出された。いわば郡會所は天領天草に於ける最高の自治機關で、幕府から代官所を通じて下達される布告觸達は、悉くこの郡會所より各大庄屋・庄屋を経て通達されたものだ。天領天草の地には、各村に郷侍・地侍や武士身分の存在することなく、この點、對馬とはまるで違つていた。

天草に於て町制を布いていたのは富岡だけであつた。しかも富岡も亦地方の村落と特異なる制度をとつていたわけではない。

富岡町漁業組合所藏の「肥後國天草郡富岡町明細帳」(元祿十四年五月)によれば、その家數は「二百三拾二軒、内二百二十軒は本役竈、内五十九人分は本百姓、七十人分は畑作り、六十壹人は無高百姓、百拾二人は漁師」となつてゐる。又同所架藏の「寛延二年三月富岡町明細帳」によると

一、人數、千九百十三人、内男、九百六十五人、女、九百四十八人、但眞宗寺並山伏妻子之儀は此人數に相加わり居申候。

一、家數、三百七十三軒、内二百六十九軒町家、百四軒漁師家、屋敷ヶ所數、二百八十四ヶ所半内二百四十四ヶ所半町ヶ所、四十ヶ所漁師ヶ所

とある。又切支丹類族之者として三百十人、内男二百三十一人、女七十九人があげられている。これは要注意者なのである

う。富岡町はいまでもそうであるが、細長い町で長十四町余、横一町程とあり、『内下船津町八十間程、一丁目九十七間程、二丁目八十七間程、三丁目百三十五間程、四丁目九十間程、五丁目百八十間程（片側は漁師町）新町、二百十間程（出来町まで）』（寛延三年明細帳）となつてゐる。

この天草陣屋の所在地たる富岡町では地方三役にあたるものを特に『町役人』と稱してゐた。町年寄・町庄屋である。初めは恐らく町年寄が主として行政をやつてゐた様であるが、江戸時代中期になつて町庄屋が現われて來、兩者その分を持して兩立した所である。更に後期になると町庄屋が大庄屋格となり、町年寄が庄屋格となつてゐる。しかし郷村の大庄屋の特權たる往來手形の發行は依然として町年寄の手にあつたから、地位が逆轉したともいえない。兩者兩々相まつて町政を圓滑にしてゐたらしい。前掲の寛延三年の明細帳には『一、富岡町人之儀は町年寄支配仕候』とあり、又『一、富岡町地方之儀は町庄屋支配仕候』とある。

町年寄は町方のこと百般に當つた。町内の取極め、取締りなどはもとより、些細なもつれ事は大方その手を以て調停處理し、敢て役所の手を煩わさなかつた。即ち自宅を役宅として一切の公務を見、表には玄關をかまえて、裁きに用い、もし町に紛議あれば、一々この玄關に相手方を呼出して説得した。前掲の寛延三年の明細帳には『下方より願事等仕候節は、内証に而町役人

申立會取斗申候、品々により御内意を請申付候も御座候、何分にも下方に而取斗儀難成候節は、隨分吟味を遂げ、書附を以御役所へ申上候』と記されている。されば町方に於ける町年寄の權威たるや、相當なもので、あるいは『別當様』と尊稱され、庄屋以上の格式をもち、俸給も殆んど大庄屋給であつた。多くは世襲であつて、岡部・村川・高嶋・鶴田家がそれであつた。

富岡の町年寄が町方全般の行政・司法のことをなしたのに對し、町庄屋はその大局を統べて専ら外交の衝にあつたらしい。各村から往來する大庄屋・小庄屋との折衝を初め、役所や郡會所との交渉にあつた。従つて富岡の町庄屋は其の權力から見ても、格式から云つても堂々たるもので、荒木家の世襲であつた。

郷村の年寄に當るものを、富岡では特に肝煎といつた。町役人の下役で、月行司と共に布達に努力し、町方上納米の藏納に際しては、毎々俵の内札に町庄屋と連署捺印するを常とした。月行司は月々の諸事世話掛で、肝煎と共に町役人の補佐役であつた。百姓代は町民の代表者で、町役人の私利私曲を監視した。

（以上、主として松田唯雄、天領統治職制考、新聞所載。元田重雄、天領天草の職制概要、天草史談、八、による）

なお町役人以下の給料手當については、前掲の元祿十四年の明細帳によれば『一、米壹石九斗五升、庄屋壹人分給俸、一、高拾壹石九斗四升壹合、年寄庄屋役四。是は寛文十二年小川藤

左兵衛門殿御支配之節より年寄庄屋四人役田に御定被下年々御免定之上日損風損之引高に被仰付候』とある。又前出の寛延三年のものによれば次の如く誌されている。

『一、田 八反二十三歩 町年寄町庄屋四人給田

此分米拾一石九斗四升一合

右は先年より町役人四人爲給田、一人に二段六歩宛無年貢に被仰付來り候處、竹村太郎左衛門様御代官之節より、御年貢並御口米江戸御雜用高掛り百姓並に相勤申候、尤町入用之儀は米銀共相除り申候

一、高十一石九斗六升四合 町役人持高

是は町諸入用米銀共に相除り申候

一、米 一石七斗六升 庄屋一分給

是は地子高並に御藏床町役人持高除之割合申候

一、銀八十七匁五分 一ヶ年分筆者一人給

一、銀百目 同 月行司給

一、米八斗 同 肝煎給

一、郡中之取次役御藏之給銀一ヶ年に銀五百六拾六匁六分六厘、外に筆墨代

六拾六匁六分六厘、並に御藏番二人一ヶ年に賃銀一人に附丁錢七貫六百文

宛、外に扶持米一人一日に七合五勺宛、右何れも郡中より相渡申候』

又使番というものがあり、毎月二人宛、一竈より一人づつ、罷成ることになつていた。

なお、富岡に於ける商工業者の數は前掲の元祿十四年の明細帳によれば『大工十三人(内十一人家大工、一人船大工)、鍛冶二人(鍛鍛冶)、木挽一人、酒屋は十六軒で、造酒高が定まつてゐる。大坂屋・元判屋・肥後屋・木屋が高の大きいものであつた。

また糺屋(二人)、練屋(二人)、小間物商人(八人)、木藥屋(一人)、油屋(一人)、塗師屋(一人)である。然るに寛延三年の明

天領天草の商業と問屋

細帳によれば『一、酒屋十六軒、但去已造高百六十石程。

一、小間物商人十九人、一、木藥屋二人、一、醫者一人、一、外療一人、一、糺屋三人、一、檜物師一人、一、塗師一人、

一、樋屋四人、一、家大工五人、一、船大工一人、一、油屋二

人、一、線香屋一人、一、鍛冶屋一人、一、紺屋三人、一、左

官四人、一、茅屋葺六人とある。町方とはいいい條、なお農耕的・

漁獵的な業者が多く、商工の數はそれほどでなかつたことが判る。

また富岡町に於ては寛延頃、町役人以下特殊なる町人身分のものとして次の如きものがいた。(寛延三年明細帳)即ち掛屋・山方問屋・浦問屋・御出入町人等である。

郡中掛屋役 米屋 安右衛門

御出入町人 八代屋 助兵衛

同 岩井屋 角右衛門

御出入醫師 道俊

浦問屋 兵左衛門

同 三郎右衛門

同 安三郎

山方問屋 清兵衛

筆者 五郎兵衛

肝煎 忠次平

月行司 清四郎

辨指 藤左衛門』

町役人、掛屋・辨指・山方問屋・浦問屋・御出入町人・醫者の名替の時には役所へ届出でることを要した。其外の下役は不要であつた。山方問屋・浦問屋・辨指役替の時は「人柄等見極め御役所え御頼申上候」とあり、それ以下のものは不要であつた。その中『掛屋』は元判屋と稱して、明暦三年二代鈴木代官の時代に創設されたものである。租税に穀納以外の金納が相當あり、恰かも當時は悪貨の流通があつたので、正貨を鑑別して徴收する必要上、その方面に經驗を有し、且つ相當に資力あるものを撰んでこれに當らしめた。『掛屋』がこれで、郡内の金納を鑑別徴收して、幕府に納めたが、若干の手数料をうけた。明暦三年これを創始した時には京都出身の町年寄左衛門が之に當り、後富岡町年寄藤太郎・同町松屋長右衛門、御領村小山清四郎、石本勝之丞、佐伊津村岡村祐七等が歴任したらしい。寛延三年の明細帳では、郡中掛屋役として米屋安右衛門の名が擧げられている。(元田重雄、天領天草の職制概要、天草史談、第二卷二號)

又『辨指』は網元・漁業元締めのことである。正保二年郡中の七浦をあげて、浦方連上を制定し、各浦に辨指一名宛を置き、これを管せしめたが、これは富岡浦・牛深浦・崎津浦・二江浦・御領浦・佐伊津浦・湯舟原浦の七ヶ所であつた。後、享保五年に到り、郡中辨指總元締を指令、富岡の辨指藤左衛門を之に推した。即ち辨指藤左衛門はもと志岐村からいで、岡野藤左衛門四代の裔であつた。當代に至り志岐より富岡に進出、五丁目船

津に移住して、辨指に擧げられた。これが總辨指の中元家の祖である。中元はもと家號であつた。富岡の陣屋から同家が恰かも街の中程にあつたためにかく呼べるものである。(天草近代年譜、四八頁、二六頁)富岡の藤左衛門屋敷は大坂屋の向いにあり、船津(五丁目一帯)に殿様然たる根城をかまえていたらしい。なお山方問屋・浦問屋については項を改めて詳説したい。

二、村落の商・工

富岡町に於てすら商工身分の成立はそれほどでもない。まして各地方の村々に於ける農漁以外の職業化はいうに足りない。農村に於ける商品貨幣經濟の浸潤度は何程でもなかつたわけである。一例として「文化元年子大江組肥後國天草郡福連木明細帳」を示すと次の如くである。

一、家數五十三軒	本百姓	三拾軒	
	名子百姓	拾壹軒	
	無高水吞	拾軒	
一、人數六百五十五人	内 男	三百三十六人	
	内 女	三百十九人	
一、牛馬七拾壹疋	内 牛	七十疋	
	内 馬	壹疋	
一、鍛冶	壹人	一、醫者	壹人
二、糶屋	壹人	一、大工	壹人

まつたく自然經濟のまゝであつたといつてよい。(元福連木庄屋尾上家文書)

當時各地に於ける特産物としては天保八年の「出産書上帳」によると、町山口村産、鹽、龜川村産、鹽、楠浦村産、石村鹽、小宮地村瓦、大多尾村鰯があつた位で、それも近國に僅か出してゐる程度であつた。(木山文書)

少しく時代が下がり、幕末のものになるが、大江組に於ける農間稼を諸運上物と共に書上げた書類を尾上家文書中に於て偶目することが出来た。(福連木村庄屋尾上家文書)。少しく長文であるが、それを掲げて村落に於ける農間稼の状況を窺う一端としたい。

慶應三年

諸運上物并農間諸稼其外書上帳

卯十一月

大江組

控

石炭山御運上當卯未迄五ヶ年季 都呂々村
 一 銀八匁五分 酒井 歳藏
 燒物土御運上當卯未迄五ヶ年季 同 人
 一 銀拾四匁四分 同 人
 砥石山御運上西卯迄七ヶ年季 同 人
 一 銀拾三匁五分 同 人
 一 家大工貳人 茂藤 次郎
 一 船大工壹人 恒 松
 天領天章の商業と問屋

一 杣人四人

一 木挽 四人

一 農具鍛冶 壹人

一 桶師 貳人

一 櫃 百五拾本

一 茶 貳百株

一 柿 八拾本

一 梨子 拾五本

酒造 冥加

一 銀 拾貳匁

米搗用差渡 八尺

一 水車 貳備

一 茶 四百六株

一 柿 六拾四本

一 蜜柑 貳拾九本

一 梨子 七本

一 木挽 九人

勇又 助市
 米之丞 松丞
 榮八 藏
 福藏 八
 市太 郎
 勘次 郎
 長助
 安松 太 郎

福連木村

尾上四方治

同人

伊三 儀助
 伊三 儀助
 大左衛門
 善右衛門
 圓七
 正八

一 杓人 四人

一 農具鍛冶 壹人

帆役 不定

一 銀 三拾三匁

燒物土粉 役不定

一 銀 三匁五分

砥石山御運上寅₆酉迄八ヶ年季

一 銀 三拾九匁五分

燒物土御運上丑₆申迄八ヶ年季

一 銀 八拾目貳分

燒物御運上丑₆卯迄三ヶ年季

一 銀 七匁四分

一 櫃 三百貳拾本

一 温泉 壹ヶ所 但湯石無御座

一 小賣酒屋 壹軒

一 農具鍛冶 壹人

一 桶師 壹人

久 八

彦 市

平 次郎

安 藏

米 四郎

次郎兵衛

善 助

惣 助

下津深江村

西嶋格左衛門

嘉右衛門

和 市

西嶋格左衛門

西嶋格左衛門

同 人

筆次郎

清次郎

長 吉

貞 吉

帆役 不定

一 銀 四拾貳匁

燒物土粉 役不定

一 銀 拾六匁

燒物土御運上酉₆卯迄七ヶ年季

一 銀 六拾貳匁

砥石山御運上子₆辰迄五ヶ年季

一 銀 拾貳匁五分

一 小賣酒屋 壹軒

一家大工 三人

一 杓人 貳人

一 農具鍛冶 壹人

一 染屋 壹軒

一 桶師 壹人

帆役 不定

一 銀 百七拾七匁

小田床村

伊野 金吉

金 八郎

恒 三郎

祐 吉

圓 藏

伊野 金吉

同 人

同 人

林之助

兼左衛門

良 平

善之助

直 吉

新之助

仲 吉

口 吉

彌三兵衛

高濱村

上田 源太夫

山 平

長 助

久太郎

豐助
又右衛門

漁方役不定

一銀 五拾目

燒物土粉役不定

一銀 拾匁

酒造冥加

一銀 五拾七匁六分

燒物御運上當卯子迄拾ヶ年季

一銀 五拾貳匁五分

燒物土御運上丑ヶ戌迄拾ヶ年季

一銀 拾四匁五分

砥石山御運上

天領天草の商業と問屋

岩次郎 半七 吉之助 吉之助 種助 由松 藤市 友助 養藏 傳四郎 喜助 力松 熊次 森助 重太 專藏

上田源太夫 上田源太夫 金五

上田源太夫 同 人

一銀 拾貳匁六分

一櫃 五百本

一茶 千五百株

一湯屋 貳軒

一家大工 拾人

一船大工 拾人

一農具鍛冶 七人

同人

買まき

喜平

安太郎

八太郎

由松

藤松

喜太郎

孫三郎

寅次

小仁吉

元次郎

仁吉

安太郎

安太郎

太七

幸七

與市

熊太郎

國松

重吉

市藏

藤吉

富太郎

宇市

一 柚人 拾壹人

一 藥種商人 壹人

一 吳服商人 貳人

一 小間物商人 五人

一 桶師 五人

一 左官 三人

市松 茂平 鹿助

市之助 辨助 佐右衛門

春松 秋松

由彌 孫太郎

六助 喜右衛門

藤吉 万之助

富三郎 喜兵衛

兵太郎 德太郎

房吉 富士松

半七 清吉

長兵衛 梅三郎

鹿太郎 杉松

谷七 小市

帆役 不定

一 銀 貳拾四匁

漁方役 不定

一 銀 四拾目

一 櫃 貳拾本

一 茶 百株

一 蜜柑 貳拾本

一 家大工 七人

一 船大工 四人

一 柚人 四人

力太郎 茂右衛門

大江

村吉兵衛

德市

貞助 才市

喜久次 彦次

全平 伴平

嘉傳 又次郎

秋藏 代十

節之助 秋五郎

市三郎 甚太郎

利喜藏 市太郎

磯八

一 桶師 五人

一 農具鍛冶 壹人
一 小賣酒屋 四軒

石炭山御運上子辰迄五ヶ年季
一 銀 七匁貳分

當 卯 試 稼
一 瓦燒 壹人
一 櫛 三拾本
一 家大工 九人

一 木挽 拾人

天領天草の商業と問屋

今 留 村

上 田 敬 之 進

喜左衛門
染 吉
吉 内
富次郎
金兵衛
寅 助
作 十
源 太 夫
と き
九 十

寅 藏
岩 吉
安 藏
喜 太 郎
格 之 助
伴 藏
友 吉
兵 太 郎
光 藏
龜 助

次右衛門
庄右衛門

漁 方 役 不 定

一 銀 四 百 六 拾 五 匁
一 諸廻船附船宿 拾七軒

一 疊師 壹人
一 屋根師 五人

崎 津 村

不 明

乙 松
兵 太 郎
小 太 郎
辰 右 衛 門
幸 左 衛 門
島 之 助
長 六
成 助
喜 六
與 次 郎
伴 左 衛 門
紋 助
口 左 衛 門

素 一 郎
直 吉
茂 助
熊 之 助
嘉 一 郎
清 之 丞
松 市
才 松
市 助
伊 七
政 次
不 明

政 彦
口 松

七 九

一 米麥油蠟燭素麵等小賣商人 拾四軒

文一郎 伊平 萬太郎 荒市

梅太郎 善太郎

熊八

才松

寅市

文藏

藤太郎

磯吉

岩藏

川彌

壯重

傳藏

又藏

素一郎

伊平

香松

茂助

百太郎

萬太郎

直吉

一 小賣酒屋 拾四軒

梅太郎

嘉一郎

善太郎

一 小質屋 壹軒

一 家大工 四人

一 船大工 三人

一 桶師 壹人

一 湯屋 三軒

右 寄

漁 方 役 不 定

一 銀 五 百 五 拾 五 匁

不 明

才松 善四郎 百太郎 政兵衛 傳藏 又助 寅市 熊八 熊之助 文藏 磯吉 文一郎 藤太郎 忠吉 力太郎 染吉 和三郎 萬之助 又吉 荒市 龜次 安吉 口市

燒物土粉役不定

一銀 貳拾九匁五分

帆役 不定

一銀 貳百七拾六匁

石炭山御運上

一銀 拾五匁七分

燒物土御運上

一銀 百七拾壹匁壹分

砥石山御運上

一銀 七拾八匁壹分

酒造 冥加

一銀 六拾九匁六分

燒物 御運上

一銀 五拾九匁九分

一水車 貳備

一溫泉 壹ヶ所

一櫃 千貳拾本

一茶 貳千貳百六株

一蜜柑 四拾九本

一柿 百四拾四本

一梨子 貳拾貳本

一家大工 三拾五人

一船大工 拾八人

一杣人 貳拾五人

一桶師 拾五人

一木挽 貳拾三人

一農具鍛冶 拾貳人

一瓦燒 壹人

一臺師 壹人

一屋根師 五人

一染屋 壹軒

一小賣酒屋 貳拾軒

一藥種商人 壹軒

一左官 三人

一吳服商人 貳人

一小間物商人 五人

一魚類中買商人 七人

一諸色小賣商人 拾四軒

一諸廻船附船宿 拾七軒

一小質屋 壹軒

一湯屋 五軒

右者大江組村々農間諸稼其外取調仕候處書面之通御座候 以上

卯十一月

都呂々村庄屋

酒井 藏

福連木村庄屋

尾上 四方治

下津深江村庄屋

西嶋 格左衛門

小田床村庄屋

伊野 金吉

高濱村庄屋

上田源太夫

今留村庄屋

上田敬之進

崎津村庄屋

吉田大藏

大江組大庄屋

松浦四郎兵衛

富岡

御役所

即ち大江組だけで、幕末の諸廻船附船宿十七軒となつてゐる。浦間屋・船問屋・船宿と稱されるものは、どの組に於ても相當數あつたと考えてよい。以下こうした問屋について立ち入れる考察をしたいと思うが、それに先つて他國人の移人と天草よりの出所・出稼・財貨の移出について概観しておきたい。

三、移出と問屋

まず他所より天草への移入・來向せる船について見るに、寛延三年の前掲の「富岡町明細帳」中に次の如く見えてゐる。

『一、他所者出入吟味書付、毎月相改書附差上申候。

一、旅船當湊へ入津仕、町方に而交賣仕候得ば浦間屋方へ揚り、問屋方より遠見御番人之往來手形致持參御政を請、町役人方えも申届交賣事仕申候

一、他所之者當町へ致船揚、商賣事又は用事有之村方え參り候節は、町役人添手形仕り差通申候、在方え船揚いたし候得ば、其村庄屋方より添手形出申候、添手形無之忍揚之者は、船揚之村方吟味仕村送りに差出し、船揚りの村

より他國へ送り戻申候

一、他所之者當所へ致居住渡世仕度願候者有之候節は、前々より當所にも度々罷越心底をも存知、慥成ものに而町方之勝手にも相加候ものは、生所之役人方より引越証文取之置候而、御役所え御願申上居住申付候且又當所之もの他國え引越之願仕候得ば、如何様之譯に而引越候哉様子承届、先様役人方より請負証文を取、且又御役所へ御願申上候而引越証文相渡申候』

幕末のものと思われる「旅人旅船取締向郡中申合書と題する文書」には「他國の商人太物膳椀小問物類毎年貸賣いたし限月に至代錢調達出來兼混雜候義間々有之候付自今以後掛賣買不相成勿論右等之商人入來候節も船揚之村に而往來手形相改不審之義も無之候はば掛賣一切不相成段申聞承知之ものは通村之儀前斷同様取斗候様仕度奉存候」とあり、他國商人の掛賣買を禁じてゐる。また富山賣藥商人と對馬領の田代賣藥については『一、他國賣藥は越中富山并對馬領田代之義は先前より當郡え賣弘來候に付郡會所諸大庄屋添書差出徘徊爲致其餘新規賣藥之儀は一切差留候様仕度奉存候』（戊十月）（天草高等學校藏）として取締つてゐる。

又天草より出船する場合には『一、諸商賣物近國え積廻し候節は積荷物庄屋年寄辨指相改其旨書付を以大庄屋方え申届往來手形を取渡海仕先方商賣相仕廻罷歸候節船宿より入津出船之日限之切手を取致持參大庄屋方え可差出事』と定められてゐる。

（享和元年酉、浦方御仕置五人組帳、上田家文書）

天草から出船した場合、各地に天草問屋を特定しておいて、

そこに寄航する仕組になつていた。これは勿論天草と交通頻繁なる地に限られていた様である。例えば安永元年高橋・川尻・小島の三ヶ所に天草問屋を設置し、日田往還の連絡に資せしめてゐる。(天草近代年譜、一九五頁)。また茂木にも天草船がありし如く、從來は借家であつたが、文化三年にこれを買入れている。前掲の「寛延三年三月富岡町明細帳」にも長崎に天草船問屋として島原屋市三郎があつたことが判る。(天草富岡懷古録)。天保五年には肥前茂木村の橋口・森崎平兵衛方を天草船宿としてゐる。

(天草近代年譜、四三〇頁)。これより先、文政十年六月當節錢兩替の利分に迷い、なおも撰錢し、長崎へ積送りの風が罷まざるをもつて、これが防止策として、長崎の御船岩永彌十郎、大黒町簸實右衛門方を天草總問屋に申付け、天草船は總べてこの方へ廻ることとし、正路の取引をさせてゐる。

諸荷物を津出し・川下げ・取揚げにする場合には、その場所に於て口錢を取る必要があつた。會所・問屋を建置、諸荷物出入の品を定めて出す必要があつたのだ。例えば細川越中守様御領分八代・高瀬・高橋え天草郡から積廻し、賣拂ふ場合には以下の如き口錢を支拂わねばならなかつた。(安政七年戊閏七月)

- 一、米三斗五升入壹俵に付 銀 五分
- 一、種子四斗入壹俵に付 同 四分
- 一、大豆三斗五升入壹俵に付 同 三分
- 一、小豆三斗五升入壹俵に付 同 三分
- 一、粟四斗入壹俵に付 同 三分

天領天草の商業と問屋

- 一、大麥四斗入壹俵に付 銀 二分
- 一、空豆三斗五升入壹俵に付 同 二分
- 平均 五十斤入
- 一、烟草志ほり壹丸に付 同 五分
- 一、延葉百斤入壹丸に付 同 壹匁

- 一、相物 但 干鱒鹽 鯖干 鱒鹽 代銀百目に付 二匁づつ
鱒万引 鱒鹽切
- 一、鹽代銀百目に付 銀 二匁
- 一、砥石代銀百目に付 同 二匁
- 一、材木代銀百目に付 同 二匁五分
- 一、薪代銀百目に付 同 壹匁

また『右領分にて買入れ候品々とても右同様運上差出申候』となつていた。

また立花左近將監様領分え天草郡より積出し賣拂つたものに對する運上は『何品に而も銀百目に附銀二匁づつ』となつていた。有馬中務大輔様御領分にて賣拂いし品の口錢は次の如くであつた。

- 一、米三斗三升入壹俵に付 銀三分三厘三毛
- 一、麥五斗入壹俵に付 同 斷
- 一、種子四斗五升入壹俵に付 同 斷

五嶋様御領分にて買入れた鹽魚は代銀百目に付壹匁であつた。『一、相物類、鯨鮪鯉節銀百目に付銀壹匁宛』、松平薩摩守様御領分より買入れた節は、買主より次の如き運上をとつた。

- 一、蕎麥壹石に付 銀 壹分五厘
- 一、唐芋壹石に付 右 同 斷

肥前島原御領分え天草郡より諸品積廻し、賣拂いし分は何品によらず連上は差出さなかつた。『尤問屋口錢銀百目に付四匁宛賣主より差出申候買人物には都而口錢差出不申候』又肥前佐賀領から天草郡へ積廻し、賣拂つた分には何品にても連上を差出さなかつた。問屋口錢のみ銀百目に付銀五匁宛差出し、買入れた品には口錢を出さなかつた。肥前大村領から天草郡へはいる船は無かつた如く、諸歩一口錢等は不明であつた。天草郡と近國の私領との取引の状況を窺知する一助とはなるであらう。

（安永七戌閏七月、富岡町年寄三人大庄屋捨人の名にて、富岡御役所へなせる
届書、中原氏古書類寫、木山文書）

四、銀主と豪福

商工身分の成立はそれほどでもなかつたわけであるが、銀主として高利貸資本を蓄積し、對幕府への上納の請負人として、又御用達商人として豪福となつたものは少くない。『島で徳者は大島様よ、御領ぢや石本勝之丞様、富岡町では大坂屋、島子で池田屋、二木屋さん、西に廻れば牛深の助七様の家作りは、あじな大工の作りかけ、海の中までかけ出して、よるひる酒盛絶間なく、それで身上は榮えます』との俚謡がある位である。天草に於ける徳者・銀主の名を窺うことが出来よう、富岡町の大坂屋は郡中屈指の銀主で、而も陣屋の御用商人として、あり余る金權を擁し、素晴らしく羽振りを利かしていた。町内はもとよ

り役所内にも隠然たる勢力を保持していたもので、そこで普通庄屋の手を経て上納すべき年貢米も、大坂屋だけは特に役所へ直納であつた。それだけにその上納の高も大きく、大坂屋一軒分が都呂々全村の年貢米とかけ合つたという。即ち上納の當日は五丁目の通り一つばい俵の山であつたといまも傳えられている。（松田唯雄、天草富岡懐古録、三二八頁）

御領村の石本勝之丞家も亦有名なる銀主であつた。昭和二十六年八月三日私達は同家を訪ね、城廓然とした同家の奥座敷で、その土藏に納められたおびただしい史料を拜見して、眼福を得た。石本家は御勘定所御用達として非常な豪福な家であつたらしい。同家の記録を見ると樞實の買集めをしたり、綿實の買集め、樞實しほり、鹽濱の經營をなしていたことが判る。すこぶる多角的な經營をなしていた様である。同家は庄屋でも大庄屋でもなく、元來はたゞの普通なる百姓出身であつたらしい。それが新興の豪福として勢力を振るうに至つた様である。石本平兵衛と同悴勝之丞が帶刀御免をうけ、扶持方三人扶持を下されたのは天保三年十二月のことであつた。それは窮民救助のため作徳米中から粃五百石宛手形を以て上納したからであり、なお八ヶ年分粃四千石の繰越納をなしている。その御褒美として帶刀御免御扶持方三人扶持となりしものである。（天草史談、八號）この平兵衛の祖父平兵衛時代から寄特の行爲あり、屢々窮民の救済にのり出している。なお「地方演説書」中に石本平兵衛につ

いて次の如き記録がある。(松田唯雄註、地方演説書、(八)天草史談、九)

元同村勝之丞事

佐伊津村百姓 石本平兵衛

「右のもの儀、郡中不作之節難儀のもの取扱ひ、奇特いたし候もの之段(日田郡代)揖斐靱負より申送り候由(島原藩主松平)主殿頭御領所中も右平兵衛祖父平兵衛儀、窮民爲救丁錢三千貫文差出し、當平兵衛儀は自分貯敷いたし、又は百姓相續方に付貸錢之内致捨方其外難儀もの共取扱ひ、奇特之取扱ひいたし、御褒美銀被下候程之もの之段申送り有之(長崎代官高木)作右衛門支配以來も、彌々以て奇特筋目掛け、一鉢孝心篤實のものに而、居村は勿論近郷迄も難儀のものには救ひ遣し、且つ文政五年十二月半深村沖に而唐船沈船に相成候節、浮かし方並に唐人居小屋船向き等に至る迄一式引請け、格別心を用ひ候に付(勘定奉行へ)申上候處、爲御褒美銀被下、苗字相名乗り候様被渡候ものに御座候

一、右小山清四郎、石本平兵衛、其外村々地役人、村役人百姓一代限り苗字御免之もの、並に御賞美御褒美銀等被下置候もの共、何ひ並に被仰渡之趣等申渡控帳引渡し申候

一、佐伊津村百姓石本平兵衛儀御國恩爲冥加、不苦候はば窮民御救ひとして作徳靱之内靱五百石宛、年々手船を以て、江戸表に相廻し度く、御國之端にも相成候はば難有奉存候旨申之、去卯年中願出で候に付取調へ相伺ひ候處、當三月十二日拙者名代之義、石井源左衛門相達し候條(西國郡代)羽倉外記へ名代相頼み(同人)登城有之候に、水野出羽守殿より被仰上げ、平兵衛願ひ之通り上靱申渡候間、得其意を可申渡旨、土方出雲守殿被仰渡候に付、平兵衛呼出し申渡し候、則ち何書、被仰渡書、同人へ申渡書寫し、並に請証文本紙共引渡申候

石本家は幕末期には掛屋として富岡に駐在し、租稅收納のこ
とを請負い、又御勘定所御用達として藏米の江戸廻船にはその
手船をもつてあつた。同家にはこれに關する文書多く、立ち
入つて研究することは意義のあることと思ふ。船持として御用

米の廻漕にあつた外、「鹽濱取立帳」という類の古文書も多
く、鹽濱に關係していたことが判る。酒造にも關係していた如
く、「酒造米勘定控」という類の古文書が頗る多い。「銀貸帳」と
いう風な書冊もおびただしく藏されているから、貸附をなして
いたことも判る。また「作徳取立帳」という風なものも老大な量
に上つて保存されているから、これで當家が大地主であつたこ
とが判明する。「稻分け」「堀り分け」という風な一種の刈分け
小作・分益小作の慣行が天草には多かつたらしいが、この民俗
を窺い知る上にも恰好なる史料が多い様である。「天保四年己
五月、海面干潟山開並開發反別書上」を見ても、各村で郡申請・
村請の開(開田)が多いに拘らず、楠甫村では石本勝之丞が獨力
をもつて新開凡七町五反歩程を開き、御領村でも石本勝之丞が
個人で新開凡五拾町歩程を開いている。(天草郡史料、第一輯、三三
六頁、三三八頁)俵物の集買についても、石本家は中心的な立場にあ
りし如くである。百姓出身の商業資本家として石本家の性格は
研究に値いすると思ふ、ともかく島では第一の銀主であつた様
である。

高濱村の庄屋上田家も亦、製陶業をもつて砥石の採取販賣を
もつて致富したものでらしい。(上田宜珍傳)

天草に於ける百姓一揆は十五回に及んでいるが、多くは銀主
の横暴に對するものであり、金利の引下げを要望している。例え
ば天明七年には銀主助七襲撃の直接行動をとり、又寛政元年に

は銀主の横暴に關し江戸表に越訴までしている。(野田敏行、天草に於ける百姓二揆に就て、天草史談、一一、一二、一四、一五)『高不相應の多人數』のため天草一般庶民の生活困窮は非常なるものであつた。山野勝の場所柄であり、新田の開發も容易ならず、さればとて特産物もない、僅かに海濱に於て漁撈をなし得るのみであつたから、人々の増加と共に次第にその物資の欠乏を來したのは當然であつた。従つて百姓が田畑を質入し、後日期限が到來するも借金の返済が出來ず、遂に流地となし、之を質取主の所有に移すという過程をとることが多かつた。銀主はかくの如き経過をとつて地主となつたもので、それには庄屋・大前百姓もあつたけれども、多くは酒屋・質屋・萬屋などの町人であつた。しかも『徳者』は頗る高利をとつたから、土地の兼併が促進されたわけである。寛政六年、相續仕法發布に關する郡中大庄屋庄屋の愁訴文中にも『村々徳者共之儀も貸方善不善有之候間片鄙之場所故都而強情に而高利を貪り候者勝にて既に去申年百姓出來方採合之御貸歩下之儀被仰付候得共銀主共一統に相用不申』とある。利率は諸令通り行われなかつたのである。寛政五年正月の申渡しには『錢歩之儀此後貸借年八朱より年壹割二分迄に相極取遣可致事』と定められているが、實際ははるかに高利で貸借されてきたであらう。後年天保十三年に至り廿五兩につき壹歩と幕府令によつて定められたが、それに於ても種々なる名目で利子の先取りが行われたものの如く、實質上は頗る高利となつて

いた。(寛政六年仕法發布に關する愁訴文)されば既に天明寛政頃『郡中之御田地三步二徳者之ものと相成』る有様だつたのである。所謂銀主・徳者が如何なるものであつたか判ると思う。こうした銀主・徳者には山方問屋・浦問屋・船宿・諸色大問屋のものが多かつたことは云うまでもない。

五、山方問屋と村方問屋

天草には山方問屋と浦問屋とがあつた。これについては、まづ地役人について説明することを要する、天領天草には『地役人』なる幕臣がいた。これは手附手代の如く代官の轉免に際して、一時休職するわけでもなく、といつて隨伴して、轉任したわけでもない。天草に土着し、世襲して執務せるものである。これに『遠見番人』と『山方役人』とがあり、前者の給米は七石二人扶持、後者の給米は十石宛であつた。遠見番は異國船の見張りに當り、山方役は御林官山の管理から山林一切の運上取立、堂宮の管理まで司どつたものである。この山方役のつめている山方役所の配下にある問屋が山方問屋であり、遠見番人の遠見番所配下の問屋が浦問屋であつたわけである。(松田唯雄、天領統治職制考)

山方問屋は浦問屋と共に特殊なる特許的免許事業で、株制であつたわけである。

山方問屋は官有山林はもとより、私有山林と雖も、その立木

を伐採つて、これを賣買する場合、一々現場に立會つて、その價格數量を臨檢し、その間若干の口錢を徵收することによつて、これを山方役所に報告に及び、事後承諾をもとめたものである。「肥後國・天草郡地方演說書」に次の如き文章がある、山方問屋の職能を察することが出來よう。(松田唯雄、肥後國天草郡地方演說書(六)天草史談、第二卷一號)

「一、山方運上之義、其村方問屋立會ひ、山方役、大庄屋相改め、定法を以て運上銀取立之ニケ月分宛山方役大庄屋之内富岡へ持參、問屋小手形に山方役大庄屋仕上げ目録添え差出し、時々勘定取調へ銀子請取り置き、追而年中取立高村譯書付、山方役人より差出し候に付相改め御帳に組入れ申候、尤も前々は年中極月限り之勘定差出し來り候處申候而は御帳取調べ及延引に候間(島原藩主松平)主殿頭御預所中は、前年十二月より其年十一月限りの勘定取調へ候由申送り之候。十一月中途に而は、諸帳商組み方に差支え候間、前年十一月より其年十月限りの勘定爲致來り申候、則ち山方運上取立て定法並に勤方明細帳、且つ又去(天保二年)卯十一月より當二月迄、四ヶ月分勘定帳引渡し申候、運上銀之義は別紙目録を以て引渡し申候」

家作や船作の時にも山方問屋が竹木を改めたらしい。「一、家作並船作事仕候節は、竹木等山方問屋相改之上猶又町役人吟味仕、山方御役人之書付差上申候」とある。(寛延三年富岡町明細帳)他所のものが薪を調べに來た時は山方問屋が山方役に注意をし、運上銀を取立てさせた。(天明三年十月、山方役御條目)

天草に於ては問屋は特權ある名譽の地位を占めていたらしい。「衣服諸事實素儉約御書付寫」に「大庄屋家宅普請之儀は去る申年申渡置候通普請不致年寄問屋たりとも欄間書院長押不相成惣て目立候材木相用申間敷」云々あるのでも、單なる百姓とは

區別される身分を得ていたことが判る。(天草郡史料第二輯、四二八頁)浦問屋については項を改めて説明するが、又村々には「村方問屋なるものがあつた。「延享六年五月附」にて「一、浦問屋之義村方問屋年寄役同前富岡役所へ願出候様組々可被申談候」とある。(中原氏古書類寫木山文書)また「天草郡村々より出候竹木薪其外山方御運上銀取扱候村々船宿之儀」(天保四年己十月郡中難儀百姓願立一件)とあるにより、村方問屋はあるいは山方問屋と同義であつたかも知れない。

六、浦問屋と船宿

他國の荷船が入津した場合には荷主はさしずめ、浦問屋を經て、遠見番所まで往來手形の改めを請ねねばならず、その移入し交易すべき物品に對しても、同様浦問屋を仲介として、それに若干の口錢を支拂わねばならなかつた。問屋はある意味で税關の事務を一部擔當したともいえよう。浦問屋は船問屋とも、船宿ともいつた如くである。前掲の寛延三年の「富岡町明細帳」によつて富岡に於ける浦問屋の職能を窺ふことにする。旅船が富岡湊に入津せる時は浦問屋に上り、問屋方から遠見番人へ往來手形を持ち出し改めをうける仕組になつていた。即ち「一、旅船當湊へ入津仕、町方に而交賣仕候得ば、浦問屋方へ揚り、問屋方より遠見御番人之往來手形致持參御改を請、町役人方えも申届交賣事仕申候」とある。また破船の時にも浦問屋が一ち一

ち出むいて、奔走した如くである。即ち『一、破船有之節は遠見番人町役人浦問屋、其外所々之者大勢召連船場に參り、積荷並船かす等取揚候而御役所に御注進申上、船頭中之吟味仕灘狀を以船頭方え相渡申候、尤其節働候ものは沼荷物は十歩一、潟荷物は廿分一取之申候』とある。灘狀を作成して、破船難破の証明をしたわけである。浦問屋はまた米相場にも關與した。

『一、米相場付四季に差上申候、尤町年寄庄屋浦問屋連名仕、印紙三枚宛相添四季改月差上申候、外に十月米相場町年寄三人連名に而差上申候、印紙三枚添』とある。年貢米其他諸掛物を石代銀納にする場合、米價の公定價格を決定する必要があつたので、毎年十月に市場の相場書を幕府に差し出させ、之によつて勘定所が穀價の決定をしたものである。

浦問屋は富岡だけではなく、各津各浦にあつた如く、船問屋・船宿として諸國から來た廻船の世話、人別改め、往來手形の預りなどを職務とした。即ち『一、他國より入來り候諸廻船は其處船問屋庄屋年寄辨指之内立會積荷物乗組人別心を付相改商賣人逗留中は往來手形庄屋方え預り置罷歸り候節可相返事』とある。(享和元年、酉、浦方御仕置五人組帳天草郡高濱村、上田家文書)

元來この浦問屋は富岡に於ては、町庄屋・町年寄に浦問屋株として仰付けられたものである。「富岡町船宿一件書類寫」(崎津庄屋文書)はこの間の事情と経過を逐一示しているから、それによつて大様を窺いたい。同書によれば富岡町の浦問屋は寛文

年間戸田山城守知行の節、町庄屋兵右衛門、町年寄安兵衛兩人に浦問屋株を仰付けたもので、七年程兩人が問屋職を勤めて來たわけであるが、これでは役儀の妨げになり、故障を生じたから、遂に下問屋を立てたいと願出して許可された。かくて大問屋に對して下問屋が成立し、實際のことはこの下問屋がなし、大問屋は下問屋から『請負銀』を取つていた。

所が代官竹村太郎左衛門支配の節、即ち寶永四年六月から下問屋が四人に定められている。即ちこの願書を見るに、これより先、下問屋は六人になつていたが、三人病死し、残りの三人が拾ヶ年程下問屋として來た。その中長右衛門・作兵衛の二人が小問屋としてあるのみとなり、それが寶永四年六月に七郎右衛門・藤右衛門を加え、四人となるものである。この際これを願出しているのは、富岡町の町庄屋問屋株忠右衛門、町年寄問屋株安兵衛の兩人で、この兩人はつまり富岡町の大問屋株だつたわけである。その云う所を聞くに、そもそも富岡町に秋鰯漁がある時、干鰯・鹽かき鰯に仕る際には、旅人は申すに及ばず、地方の商人からも連上銀を取立てる役目をして來たし、旅船が當浦で破損した場合には浦問屋が立會い、積荷物船かす等取揚させ、吟味之上其様子御公儀え申上兩人より灘狀等を差出して來た。だから下問屋は自分等から申附ける様にしたいと願出している。つまり下問屋は大問屋の下請だつたのである、大問屋對下問屋の關係と下問屋の役割は次の條項によつて察することが

出来るであらう。

下問屋より取遣候書附左之通

一札之事

- 一、御公儀様より常々被仰渡候御法度之旨堅相守り可申事
- 一、旅船に若八幡荷物等積來候かあやしき者乗合來候はば早速可許出事
- 一、旅船に地下より増加子雇可申候由に候はば其子細吟味仕其上に而訴出御差圖次第可仕事
- 一、旅船爲商賣當添え入津仕拙者方え上り申候へば早速往來切手請取乗組人數引合候上切手持參仕御改を請可申事
- 一、地下より旅船え不審成荷物等積出させ申間敷若し隠し荷物等積申候儀縱敷日及御開候共早速御公儀様え被仰上何分にも可被仰付事
- 一、下問屋請負之儀前々御定之通無滯急度相納可申候若亦不届に被思召候はば下問屋職何時も御取上可被成事
- 右之通可被仰渡得其意畏入候若被仰之趣相背候はば不届に被思召猶又請負銀不納仕候はば御勝手次第下問屋職御取上被成候共御斷ヶ間敷申間敷爲後日一札仍而如件

下問屋請負人

親類 受人

富岡町問屋様

下問屋は大問屋から請負銀を支拂つて、下受けしているの
あるから、下問屋に不埒の趣ある時は、いつにても問屋職を引き
とることが出来た。下問屋の役割は更に多方面にわたり各種の
公的な機能をはたしていた。次の條項はその職能を明示してい
るであらう。

『一、唐紅毛船中通行之節者遠見御番人衆當町役人衆え下問屋相勸居候者共

天領天草の商業と問屋

附添遠見御番所え相談居申候

- 一、難船等御座候節者下問屋相勸居候もの其場所え早速罷出世話仕候
- 一、當添より出船不相成様被仰渡候節者遠見御番人衆え下問屋相勸居候もの附添中え出張相勸居申候
- 一、當添え入船并歩商人共荷物相改船者乗組等下問屋相改宿仕月切帳ヲ以遠見御番方え届出申候
- 一、當添え御大名様方御船入津に相成若日數滯船に相成候節者當町え御用事等有無相尋候様被仰付候節者遠見御番人衆え下問屋相勸居もの附添相勸申候

寛延三年の明細帳によれば、富岡の浦問屋は兵左衛門・三郎
右衛門・安三郎となつてゐる。しかも前掲の「富岡町船宿一件書
類寫」によれば、町年寄安次郎下の下問屋二軒、市郎左衛門下問
屋二軒であつたが、安次郎下問屋一軒が休みとなり、天明年中に
は三人であつたと誌されている。所が天明三年正月になり富岡
町山方役江間圓作の家内左兵衛名前を以て、浦問屋を一軒立て
たいとの届いだがなされた。町年寄安次郎、町庄屋市郎左衛門は
これに對し、不平をならしたが、結局安次郎の下問屋が壹軒休に
なつてゐるのを談合によつて、今後は江間圓作請持ということ
になつて落着した。このことを山方役江間左兵衛の願出によつ
て手先吉兵衛が下問屋となつたとする説もある。(天草近代年譜二
〇九頁)その後も浦問屋(大問屋)・下問屋については消長ありし
如く、例えば天保五年頃の浦問屋株は町庄屋荒木市藏、町年寄
岡部安兵衛がもつてゐる。恰も岡部安兵衛の下問屋は大坂屋彌
四郎であつたが、天保五年に大坂屋猛熊に代つてゐる。又天保
十四年には大坂屋猛熊が病身につき、永田屋又左衛門が船宿を

願出で、許されている。(富岡町船宿一件書類寫)

浦問屋(船問屋・船宿)は各地・各津・各浦に存在していた。例えば大江村にも崎津にも牛深にもこれがあつたわけである。勿論富岡町の如く大問屋があり、これから請負える下問屋の關係がどこに於てもあつたわけではあるまいが、各地の浦問屋が同様な職能を果していたことは想像するに難くない。牛深・崎津・富岡にては遠見番人がいて、地船・旅船の出入を改めていた。この場合の問屋の役割については「遠見番人地船旅船出入改之事」に詳しい。浦廻りについては、牛深にては問屋・庄屋・年寄・辨指の中で番人と共に立會相廻つたし、崎津では遠見番と問屋とが一人づつ廻浦した様だ。(島原御舊領之御覺書 天草郡史料第一輯、二一六―二一七頁参照)

浦問屋の任務の一つに破船の時に、種々周旋し、世話をやくことがあつた。水主・船頭は破船・難破の事情・経過を詳しく記し、流失物・取揚物の品目を詳しく列記して破船場所の大庄屋・庄屋・問屋に届けいで、それより破船事情の認定をうけ、証明をうけて歸ることになるが、こうした場合には「灘狀」を作成するのが常であつた。私は崎津村庄屋文書中にこの様な「灘狀」數通を發見することが出來た。ここに紹介したいとも思うが、余りに本稿が長文になるから別の機會に譲ることにした。「灘証文」の作成は表向きになるので、單に「差上申一札之事」位の文書を庄屋・年寄・問屋に差出して破船を認定され、歸國することもあつ

た様である。

七、諸色大問屋と諸色高直

天草郡内の諸色雜貨小賣商の人氣次第に悪敷なり、他國胡亂のものと共に謀し、似物又は劣等品を以て愚昧の百姓を歎き、高價に賣附ける等、眼に余るものがあつた。そこでこれが救仕法として諸色大問屋株を設定、郡中四十名の銀主をして引負はしめた。文政四年七月のことであつた。その實施は五年正月よりとした。

當郡中諸色賣買いたし候もの共次第に人氣惡敷相成他國胡亂之もの共と組合似せ物又は格別之品合劣候ものも在之愚昧之百姓どもをだまし高直に賣附なし申候付難捨置段も相聞組々役人共より申立候儀も有之候に付今般郡中救として諸色引請大問屋株取極右問屋共儀は諸色元より直仕入いたし郡中小賣致來候もの共は右問屋より正路之品々請賣いたし候様仕法相立尤株元之もの共はそれぞれ運上銀差上候上、郡中入用之余荷銀年々會所え相納候管に決候條、來年正月よりは是迄店賣小賣いたし候もの共は右引請問屋共より請賣致他より拔仕入之義一切仕間敷候尙此上とも胡亂之儀いたし候もの共は夫々引受問屋より取上候管に付村役之もの共は船の出入をも得と相救仕法之通可相

守候

即ち諸色大問屋は製造元より直仕入して郡中の小賣業に請賣らしめ、其間拔仕入れ等の手段により、不正高價の物品を取次販賣する余地なからしめたもので、株元は夫々運上を上納し、且つ郡内消費の余荷は代銀にて年々會所(會所は郡會所であらう)に納附すべく、若し今後なお不正品を取扱う者を發見せば、夫々

引請問屋から、これを取上ぐる約定だったのである。(文政五年辰巳午三ヶ年御觸書留帳午十二月高濱村)(上田家文書)

而して引請の諸色大問屋は次の如くである。

- 一、鐵物引請
 - 小山 清四郎 (御領大島)
 - 大坂屋 吉之丞 (富岡町)
 - 小山 清四郎 (御領大島)
 - 常盤屋清右衛門 (志岐)
 - 松坂屋 勝之丞 (御領)
 - 同 人 (同)
 - 池田屋 林太夫 (大島子)
 - 三木屋 種藏 (同)
 - 三好屋武右衛門 (御領)
- 一、綿引請
 - 同 人 (同)
- 一、芋引請
 - 同 人 (同)
- 一、紙引請
 - 同 人 (同)

- 一、他國藍引請 (町山口) 宇兵衛
- 一、弓弦引請 (同上) 伊之助
- 一、馬尻掛尻具引請 (同上) 幸之丞
- 一、綿香引請 (木戸馬場村) 彌右衛門
- 一、寶藥引請 (同上) 市郎
- 一、形紙引請 (同 村) 儀八
- 一、膳枕引請 (佐伊津村) 佐七
- 一、油座引請 (町山口村) 三代松
- (御領村) 松坂屋 勝之丞
- (同) 國民屋 勝太郎
- (上 村) 龜助
- (町山口村) 龍吉
- (宮田村) 常兵衛
- (高濱村) 有平
- (富岡町) 惠藏
- (壹町田村) 宇吉
- (志岐村) 七郎

一、蠟燭髮附引請

- (下河内) 伊三郎
- (大 嶋) 熊三郎
- (御 領) 助太郎
- (同) 誠五郎
- (町山口) 藤七
- (同) 辰藏
- (廣瀬村) 伊助
- (登立村) 常左衛門
- (富岡町) 德助
- (上 村) 仁兵衛
- 一、太物引請 (御領村) 田丸屋 虎四郎
- (同) 筑後屋 熊四郎
- 一、牛馬皮 是は諸人郡中に有之候

これに對し『右之通候條來年の正月より仕入方無差支様致手當拔仕入又は他國より拔賣手引之もの有之候はば夫々株元より見當り次第取上取斗諸色取締掛之ものへ申出取極可致候』とある。而して右の取締役として村役人中十三名を任命し、他國出入の船改めを嚴に、抜け仕入を取締る一方、大問屋の仕入販賣を監視せしめることとした。この取締役には一名當り銀二百目の年俸を支給した。取締役となつたのは次の人々であつた。

(御觸書留帳上田家文書)
 (富岡町年寄) 高嶋傳左衛門 (志岐組大庄屋見習)

平井達治（今富村庄屋） 上田順一郎（一町田組大庄屋） 野田藤九郎
 （牛深村庄屋） 長岡嘉七郎（町山口村庄屋） 大谷小十郎（栖本組大庄屋）
 小崎六郎左衛門（上津浦村庄屋） 脇山守右衛門（湯船原村庄屋） 猪原
 勘兵衛（大矢野村大庄屋） 吉田長平（砥岐組大庄屋） 藤田左仲太（御領組
 大庄屋見習） 長岡五郎三郎（井手組大庄屋） 長島宇源太

かくて座の組織が出来『座物』として問屋・弓絃・薬・死牛馬・線香・取紙・呉服・蠟類が定められた。而して諸座ある諸色は『商札』なくては賣買を許されなくなつた。『一、何事によらず諸座有之諸色之儀商札無之賣買においては其品取揚引請座え相渡し可申事。但是迄稼いたし來候ものは請座手先に相成會所より請座に渡置候商札請渡世可致候』とある。而してこれまで郡内にあつた店の賣残り太物を取調べた。そして他國より密々に仕入れたものは取揚、株元へ渡した。綿・芋・紙・弓絃・線香・藍玉・膳碗についても同様であつた。油も他國からの仕入は其株の外は相成らざる定であつた。當郡の商人は『他國より白木綿は勿論郡内に出來候ものたり共賣買不相成尤太物座より受買可致事』となつていた。『紺屋より染出候形附木綿の儀は太物座より受込賣可申事』となつていた。而して『何れの株よりも合印村々役宅江差出置存合印を以引合改可申事』とある。株請のもののは月々組元え賣出直段を届けいでねばならなかつた。（御觸書留帳、上田家文書）

一、右株請之もの共何品に不限高直に賣候段不相成賣出直段月々組元え相届

夫より會所へ届之上御役所え書附差上可申万一高直賣候ものは御役所御伺の上其株座取揚外人より差替可申候右株座より手先のものえ商札相渡可申事

かく諸株諸座あるものは『他國・地國にても其商賣市中いたし候ものは夫々請座布簾下に』成つた。諸座のものには上に對しても『役銀』を上納せねばならず、その上郡中へも『助成銀』を差出さねばならなかつた。而して問口一間に銀二匁宛をとつたが、この外には役銀はない定めであつた。また『市場』は町山口・上津浦・湯舟原の三ヶ村に限り、外村には許さず、市立のため他國商人の入込むことを許さなかつた。市場に對し、村方から色々の名目をもつて出錢を申付けている様であるが、株座がある以上は掛錢はよくない。たゞ見世間口壹間に付銀二匁宛、三間なれば六匁、日數三日なれば、合せて拾八匁位のもの可とした。株座の極まつた分は、その『布簾下』となつたわけであるが、それは『布簾下』との下札をいたして商賣をさせるとしている。（御觸書留帳、上田家文書）

かくの如く、例えば太物についても株制が出来たが、これまで村々に於て織替木緬と稱し、綿着を以て織立て、多人數渡世をなしつつあつたのが、いまや郡中太物仕人元に引合わざるの故を以て之れの請取手がなく、遂に寡婦孤獨に至るまで難儀に及んだ、そこで織替木緬に限り、特に從來の如く賣買自由たるべしと文政五年七月に達した。かくの如く株制を設け、諸色大問屋を定めたに拘らず、諸色高直はやまなかつた。そこで文政五年八月

二十九日富岡役所より郡中に令して諸色高値を戒しめてゐる。

即ち一、蠟燭卸小賣共、諸國相場より格別に高直である。一、燈油卸小賣共、同斷である、一紙類値段は宜敷も、品質は格別に劣る。一、鐵物仕入は不足である。一、木具類直段少々高い。かくて諸品の價格が不相當に高價であつて、中でも蠟燭燈油は特に暴利を貪り居る様であるから、早々各大問屋に命じ、一々直段附を差出すべしと達した。(天草近代年譜、三五八、三五九頁)

次いで文政六年四月四日にも郡中に諸色拔賣密買のことを禁制するに至つた。即ち一昨年、文政四己年より郡中に『諸色大問屋』株を取極め、その運上を以て郡入用費に充當すべき助成法を創始したが、村と庄屋並びに重立つ者共が自家用と稱して、郡内商店外より勝手に買入れるために、助成の本旨は殆んど没却されつつある。殊に一昨巳年以來臨時費を要することのみ多く、去年に於て積りて凡そ銀二十貫目の不足を生じたから臨時割に及ぶの外がない。然るに昨冬より今春にかけての牛深村に於ける唐船難破事件諸入用又巨額に上り、到底右助成銀にては支辨せらるべくもない。かくて別途郡割當掛けに據らざる可からず、されど其の額は一ヶ年の貢銀以上に達し、細民の因窮察するに余りあるが故に、右助成銀を以て數ヶ年に割合ひ、小前には一錢も割掛けざるようにしたいものである。庄屋並に重立つ者共は能くこの意を体し、自今自家用等と唱え、拔賣密買をせざる様にし、一々最宿りの商店より買入るべく、商店は又必

らず大問屋より仕入れるべしと達した。(天草近代年譜、三六三頁)

文政四己年八月以來郡内産馬の他國移出は大矢野上村松兵衛を郡中總問屋とし、出馬改めにしてゐる。そして總べて上村松兵衛の切手印鑑所持者に限り賣買を許すこととし、馬二頭に附丁錢二百文宛の問屋切手料を徴せしめたのに、近年拔賣買多きためか、運上の上り方が少いから、改めて一組一人宛の出馬掛り惣問屋を擇定、二ヶ年の任期とし、更に大矢野組大庄屋吉田長平を總取締に任じて、これ等を監せしめた。(天草近代年譜、三六三、三六四頁)

文政七年一月七日に至り文政四己年以來試行し來つた特許制の諸色賣座に付、其撤廢又は存續方を令達した。即ち綿・太物・芋・鐵・紙・油・藍・木具・賣馬の如きものは、『賣座』にすると小前の者は却つて難澁を來す如くである。そこで既に試行年限も過ぎたから、従前通り自由賣買を差許した。しかし郡中不締になつた故、他國商人の入郡は依然禁止であつた。次に線香・呉服・蠟類・死牛馬の商品は、不正商人が郡内の悪黨共と結托拔賣をなす恐れがあつたから、依然として特許販賣制を存續した、そして賣座以外からは絶対に買入るべからずとした。(天草近代年譜、三六三頁)

要するに諸色高値を抑壓し、公正なる價格と圓滑なる配給を目ざし、且つ運上を得んと目的より出でて特許した『諸色大問屋株』『賣座』の制度であつたが、必らずしも成功せず、早くも廢止への傾向が現われるに至つたことを知るのである。かく

て文政七年一月二十五日に至り、郡中諸色大問屋株は既に試験的な年限二ヶ年を経過したから、一切廢絶することにした。かくて今後諸物品の賣買は自由勝手となつた。就ては過去三ヶ年間大問屋より敷賣として借用し來れる分は、この際至急返濟方を村役人より世話すべく、もし返濟せざるものあらば、直ちに役所へ届けいでよと達した。

かくて諸色大問屋は僅か三ヶ年存続したのみで、その成果を擧げ得ず廢絶したのであつた。

八、船問屋の消長と産物方改成所

諸色大問屋は數年間存続したにすぎないが、船問屋・浦問屋の方は一種の株制をもつて存続しつづけたらしい。富岡町に於ける大問屋と下問屋との關係は、かくて天保頃まで續いたと考えられる。(富岡町船宿一件書類寫)

しかも牛深村に於ては問屋役に關し、差縫れが嘉永七年八月に起つてゐる。同村下問屋總代鹿藏・千兵衛等は年寄を伴い出岡、願書をもつて正式に陳訴に及んだ。即ち先年浦問屋廢止以來、當郡は總べて山方問屋のみにて、その問屋も庄屋役所にし、村一統が其の下問屋となり、山方運上を以て、惣村中より出錢、庄屋はこれを山方掛り役筋へ上納の仕來りなるに、是節恒七・九八郎・次郎兵衛・金兵衛・倉右衛門五人の者、牛深兩番所へ取入り、新たに船問屋を命ぜられ、問屋諸届伺向一切は同人等

が取締ることとなつたため、是迄の下問屋は全く不要となり、村一統の難澁尠ならず、早々船問屋を差止め、従前通りの仕來りに復せしめられたしというにあつた。この牛深村問屋の件は愈々もつれ、果ては混亂となり、村中申合で船問屋五人の者へは一切取引せざるべく、自制不賣を盟約せしめるに至つた。而して違反者が出ると直ちに多數の村民が同人方へ押しかけ、難詰強談、即刻差止めさせる仕來りであり、二十人三十人の暴民が群れ立つて村内を押し廻る騒ぎであつた。そこで牛深村の船問屋九八郎外四人の者は、千兵衛外六十人の村民を相手取り、營業妨害の條を書きつらね、富岡役所へ出訴するに至つた。この紛争は四年越しにつゞいたが、嘉永四年七月に漸く双方の間に和談を生じ、出訴願下げとなつた。(天草近代年譜、五一〇、五一一、五三〇頁)これによれば浦問屋は廢止され、嘉永頃には山方問屋のみとなつていた様でもある。しかし別に船問屋が出来て紛争を起したものであらう。事情かゝるものがあつたが、慶應年間に至り、郡中浦々に『産物方改成所』なるものが新設されるに至つた。即ち慶應三年三月『産物方改成所』を新設し、船問屋出入の津出し、積入れを監視すると共に、それ自體としても亦買入れ、拂出しの實務にも當らしめてゐる。船問屋と相對ずくに賣買の分は、一々改成所に届出で、改方印鑑を請けしむることにした。この浦々船場改成所の取開きについては、村々船問屋總代を役所に呼びよせ、心得向を篤と相達したものであつた。し

かし村によつては船宿連が趣意違いをなし、問屋共取り來りの口錢外に少々宛、改成所へも徴せらるるを以て、口錢が引上がるかの如くい觸らし、諸商人等も進退振り危ぶみ、迷惑に及び居る趣であつたから、改めて慶應三年四月十五日に、追て確たる仕法立てあるまで、郡産賣出品、砂糖、櫛の實、他國買入品、旅酒に限る印鑑を要し、他の諸産物出入は總べて是迄通り、無鑑札の取

引差支えなしと達するに至つた。(天草近代年譜、六二九、六三〇頁)

以上本稿は昭和二十六年八月天草島を一周し、各地に於て偶目せる史料を根據にして、天領天草に於ける徳川期商業の大様を、とりわけ問屋を中心にして解明せんとせるものである。文部省人文科學研究費の補助金により研究せるものの一部である。末筆ながら郷土史家松田唯雄氏の御教示を深謝し、史料の披見、閱覽、借用を許されたる木山惟重氏、上田元彦氏、尾上正彦氏に對し謝意を表したい。

(昭和二十六年八月末日稿)